

## 賃貸物件による保育所に対する補助制度の拡充に関する意見書

我が国では、少子高齢化が進む一方で、女性の就業率は年々上昇し、それに伴い保育所等の利用申し込み児童数も年々増加している。このような中、待機児童対策は喫緊の課題であり、国においては、待機児童解消加速化プランに引き続き、子育て安心プランを策定し保育の受け皿整備を進めている。

本市においても、待機児童解消に向けたさまざまな取り組みを実施し、国の調査要領に基づく待機児童数は、平成30年4月1日現在において5年連続でゼロ人を達成している。しかし、保育所等を申し込んだものの利用できていない児童は増加傾向にあり、さらに、今後も保育所等の利用申し込み児童数は増加すると見込まれていることから、その対策をさらに進めていくことが強く求められている。

本市を含め、都市部においては、賃貸物件を活用した保育所整備が待機児童対策として極めて有効であるものの、昨今、計画どおりに進んでいない状況に陥りつつあり、大きな課題となっている。

その理由の一つは、運営期間中の賃借料に対する支援として設けられた公定価格の賃借料加算の額が都市部の実勢賃料と大きく乖離しており、実情に見合ったものとなっていないことにある。平成29年度から都市部における保育所等への賃借料支援事業が実施されているが、根本的な解決策とはなっていない。

また、施設整備費についても、実整備費が国庫補助基準額を大幅に超過している状況にあることから、整備を促進するためには、改修費及び開設準備期間における賃借料・礼金の補助基準額を拡充し、事業者の負担を軽減する必要がある。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 賃貸物件による保育所の運営期間において、公定価格の賃借料加算の単価を引き上げるとともに、指定都市の単価の適用区分を都道府県と別に定めることにより、より実勢に適合した単価に改めること。
- 2 賃貸物件による保育所の設置に係る改修費及び開設準備期間の賃借料・礼金の補助基準額を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月3日

名古屋市会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
内閣府特命担当大臣  
(少子化対策)

} 宛(各通)